都道府県労働局労働基準部 安全・衛生主務課長 殿 基安安発 0318 第 4 号 基安労発 0318 第 2 号 基安化発 0318 第 11 号 平成 23 年 3 月 18 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課長 労働衛生課長 化学物質対策課長 (契印省略)

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る労働安全衛生法第88条に基づく計画届の審査に当たって留意すべき事項について

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事における労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出等に係る取扱いについては、昭和48年3月19日付け基発第145号に基づき、事態の緊急性にかんがみ、速やかな審査を実施し、安全衛生上問題がないと判断される場合には、計画の届出後30日(第3項に基づく届出については14日)を経過しない間に工事を開始して差し支えない旨が示されているが、審査に当たっては下記の事項に特に留意の上、災害復旧工事の円滑な実施及び同工事の安全確保に万全を期されたい。

なお、建設業関係団体等に対しては別添のとおり通知しているので了知されたい。

記

- 2 計画内容が定まった範囲のみを分割にて届出させ、
- 3 届出は、電子申請のほか、郵送によることも可能であるが、

(別添)

基安安発 0318 第 3 号 基安労発 0318 第 1 号 基安化発 0318 第 10 号 平成 23 年 3 月 18 日

別記の団体の長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課長 労働衛生課長 化学物質対策課長

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る 労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震につきましては、政府として、総力を挙げて災害応急活動等に取り組んでいるところでありますが、今後、災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関等の災害復旧工事を早急に進めることが求められ、これに伴い、各事業者において、労働安全衛生法第88条に基づく計画の届け出ることが必要となることが予想されます。

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出につきましては、工事等の開始の一定期日前に 所轄労働基準監督署に届け出ていただく必要がありますが、厚生労働省といたしましては、 事態の緊急性にかんがみ、届出のあった計画に係る安全衛生上の問題点について速やかな審 査を実施し、計画の届出後一定期日を待たずに早期に災害復旧工事が開始されるよう最大限 努めることとしているところです。

つきましては、災害復旧工事に伴い、計画の届出が必要となることが想定される場合には、 所轄労働基準監督署に前広に相談するよう傘下事業場に対して御指導いただく等、速やかな 審査の実施を通じた円滑な災害復旧が行われるよう御協力をよろしくお願いいたします。

(別記団体)

社団法人全国建設業協会

社団法人日本建設業団体連合会

社団法人日本土木工業協会

社団法人建築業協会

社団法人建設産業専門団体連合会

建設業労働災害防止協会